

新型コロナウイルス感染症の関係で、講座やイベント等の中止や延期など、4～7月号に掲載した情報が変更になることがあります。詳しくは各問い合わせ先へ。開催に当たっては、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けるなど、基本的な感染症対策を徹底します

せんていし

ごみマイナス100gまであと39g
剪定枝(剪定したときに出る木の枝)の戸別収集

◇家庭ごみの更なる減量のため、剪定枝の戸別収集を無料で行っています

◇剪定枝は量に関係なく、ごみステーションに出せません

◇剪定枝の例





葉付きの細い枝も剪定枝です

◇戸別収集できる剪定枝

- ・家庭から出た庭木(果樹の枝・竹など)を剪定したときに出る枝(葉付を含む)で、直径10cm・長さ50cm以下のもの
- ・業者が剪定した枝などは収集しません
- ・草、落ち葉、花などはもやせるごみです

◇出し方

- ・申し込み後、指定された日に剪定枝をひもで結んで自宅前に出す
- ・ひもで結べない細かいものは、45ℓまでの透明のごみ袋に入れても可
- ・収集は申し込みから約1週間後



申電話で市環境サービス財団☎268-8888へ
(受付時間…月～土曜日の8時30分～17時15分)

問資源政策課☎216-1290FAX216-1292

国保・介護保険・
後期高齢者医療保険

国民健康保険限度額適用認定証
などの有効期限は7月31日です

◇8月からの新しい認定証が必要な人は事前申請ができます

対70歳未満の人
(原則国保税滞納世帯を除く)、
70～74歳の現役並み所得者(保険証の負担割合が3割の人)で市民税の課税標準額が690万円未満の世帯の人や市民税非課税世帯の人
◇必要なもの…認定証を必要とする人の保険証、手続きに来る人の印鑑と運転免許証などの顔写真付きの身分証明書、認定証を必要とする人と世帯主のマイナンバーが分かるもの、同一世帯以外の人申請するときは委任状や世帯主の保険証、非課税の人で入院日数が90日を超えるときは日数の確認ができる領収書など

問国民健康保険課☎216-1228FAX216-1200

国保加入者で医療費の負担割合
が変わる人への保険証の送付

◇70～74歳の国保加入者は、昨年の所得によって病院などで支払う一部負担金の割合が8月から1年間変更になることがあります
◇該当者には今月中旬に新しい保険証を送付します

問国民健康保険課☎216-1228FAX216-1200

国保税の軽減・減免

◇倒産、解雇などにより離職したときや失業(定年退職・自己都合退職を除く)、休・廃業、疾病などで所得が激減したときなど、国保税の納付が困難なときに軽減や減免が受けられることがあります

問国民健康保険課☎216-1229FAX216-1200

介護保険負担割合証の送付

◇要支援・要介護認定者、事業対象者に新しい適用期間の介護保険負担割合証を今月中に送付します
◇介護サービスを利用するときは、負担割合証を担当のケアマネジャーかサービス事業者などに提示してください
◇判定方法など詳しくは同封のパンフレットで確認を

問介護保険課☎216-1280FAX219-4559

介護保険料は必ず納めましょう

◇介護サービスが必要になったときに安心して受けられるよう保険料は必ず納めましょう
◇失業などで収入が減り、保険料の納付が困難と認められる人は、保険料の減免を受けることができます

問介護保険課☎216-1279FAX219-4559

令和2年度後期高齢者医療保険料
のお知らせの送付

◇納付方法は普通徴収(納付書や口座振替での支払い)と特別徴収(年金からの支払い)の2通りです
◇納付方法や保険料額は今月中旬に送付する納入通知書で確認を

問長寿支援課☎216-1268FAX224-1539

後期高齢者医療保険の保険証の
有効期限は7月31日です

◇新しい保険証は、今月中旬に送付します
◇保険料に滞納があると1年間使用できる保険証が交付されないことがあります

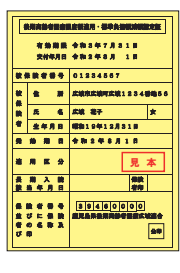
問長寿支援課☎216-1268FAX224-1539



後期高齢者医療限度額適用・
標準負担額減額認定証

◇医療機関に提示すると医療費や食事代が減額されます
◇現在の認定証の有効期限は7月31日です
◇昨年度に認定証の交付を受けていて、今年度世帯全員が市民税非課税の人には、8月から使用できる認定証を保険証に同封して今月中旬に郵送します
※現在認定証を持たず、市民税非課税世帯の人は新たに申請が必要
◇必要なもの…保険証、印鑑、申請者のマイナンバーが分かるもの

問長寿支援課☎216-1268FAX224-1539、各支所の福祉課・保健福祉課



事業者の皆さんへ

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



お知らせ

◇小規模修繕受注希望者の登録受け付け

問契約課☎216-1161FAX216-1164

募集

◇地域繁盛店づくり支援事業(セミナーと臨店指導)…7月31日まで

内売り上げアップにつながる店内レイアウトや商品陳列方法などを専門講師が指導

対商店街に加入し、小売業・飲食店を営む中小企業者

問産業支援課☎216-1322FAX216-1303

◇市イクボス推進同盟参加企業…8月21日まで

対市内に事業所を有する企業・団体など

問こども政策課☎216-1514FAX803-7628

カゴシマ スタートアップ パース プロジェクト

◇Kagoshima Startup Birth Project…8月12日まで

内鹿児島発の大きな事業を目指す「スタートアップビジネス」の立ち上げ方を学べる事業創造支援プログラム

対起業家や若手経営者、新規事業創出を目指す中小企業の担当者など

問産業創出課☎216-1319FAX216-1303

補助制度

◇企業立地促進補助金

対製造業、情報通信業、デザイン業、コンテンツ制作業、研究開発施設、本社機能など

問産業創出課☎216-1314FAX216-1303

◇中小企業者向け環境配慮促進資金(購入できる社用車が増えました)

問産業支援課☎216-1324FAX216-1303

国保税の納付方法変更

◇国保税を特別徴収(年金からの支払い)されている人は、申し出により口座振替に変更できます(これから特別徴収される人には事前に案内文書を送付)

◇申し出日により変更時期が異なります

問国民健康保険課☎216-1230FAX216-1200

